

災害時の市有建築物における漏水等の対応協力に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と千葉都市防水工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による災害が発生し、又は発生が予想される場合に、甲の管理する市有建築物（以下「対象施設」という。）の屋上からの漏水やタイルの剥がれ等の破損（以下「漏水等の破損」という。）の応急措置や点検未然防止（以下「災害漏水対応」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、市民の安全を確保するため、災害時における民間協力の一環として、甲、乙間における災害漏水対応に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害漏水対応を実施する必要があると認められるときは、乙に対し協力を要請できるものとする。

2 前項の規定による協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による協力の要請を受けたときは、災害漏水対応に必要な人員、機械等を出動させ、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第3条 乙は、前条第1項の規定による協力の要請を受けた場合において、速やかに災害漏水対応に協力できるよう、常に乙の組合員の出動体制及び被害状況に応じた機械類等の供給体制について整備するよう努めるものとする。

（点検未然防止）

第4条 災害の発生が予想される場合において、乙は対象施設の漏水等の破損の点検未然防止を行うことができるものとする。なおその際は、事前に甲と協議し、承諾を得るものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条の規定により乙が前条を除く災害漏水対応を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払い方法等については、千葉市予算会計規則等に基づき、甲、乙協議して定めるものとする。

3 前条の規定により対象施設の漏水等の破損の点検未然防止を行う場合に要する費用は、乙が負担するものとする。

(損害が生じたときの措置)

第6条 災害漏水対応の実施に伴い第三者に損害が生じたときは、甲、乙協議して、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第7条 第2条の規定により、災害漏水対応に従事した者が、死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用する。

(実施細目)

第8条 この協定に関する実施細目は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

(疑義等の協議)

第9条 発災時の救援物資等の配分について、必要に応じて千葉県との連絡調整を行うこととする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲、乙、いずれからもこの協定解除の申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年 3月 24日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千 葉 市
千 葉 市 長 神 谷 俊 一

乙 住所(所在地) 千葉市中央区出洲港9番10号
商号又は名称 千葉都市防水工事業協同組合
代 表 理 事 歳 田 文 彦